

【新規】電気工事業の登録申請に必要な書類

※郵送ではなく窓口において申請をされる場合は、事前にご連絡ください。

提出書類	個人	法人
登録電気工事業者登録申請書 様式第1 (第2条)	○	○
履歴事項全部証明書 (写し可)	-	○
誓約書 (登録申請者用)	○	-
誓約書 (法人用)	-	○
誓約書 (主任電気工事士用)	△ (※1)	△ (※1)
雇用証明書	△ (※2)	△ (※2)
正規雇用であることが分かる公的書類の写し (保険証など)	△ (※2)	△ (※2)
電気工事士免状の写し	○	○
(第一種電気工事士の場合) 講習受講歴の写し	△ (※3)	△ (※3)
(第二種電気工事士の場合) 実務経験証明書 (3年以上)	△ (※3)	△ (※3)
(第二種電気工事士の場合) 登録電気工事業者登録証又は電気工事業者届出受理通知の写し	△ (※4)	△ (※4)
認定電気工事従事者認定証の写し	△ (※5)	△ (※5)
備付器具調書	○	○
測定機器貸出承諾書	△ (※6)	△ (※6)
備付器具調書に記載した器具の番号等が分かる写真又は現物 (借用器具を含む)	○	○
営業所位置図	○	○
店舗見取図 (平面図)	○	○
登録証	△ (※7)	△ (※7)
手数料 ¥22,000- (佐賀県収入証紙)	○	○
<p>・「営業所」毎に一人、主任電気工事士を配置し、「営業所」毎に規定の測定器を備え付けてください。</p> <p>・申請の際は、測定機器の保有確認を行っております。 機器の確認は写真 (全体及び器物番号のわかるもの) 又は現品にて行いますので、写真添付がない方はご持参となります。</p> <p>・営業所位置図は、電子地図を用いて作成しても結構です。</p> <p>・店舗見取図は、業務を確実に遂行するために必要な面積がわかる資料としてください。</p> <p>・ (※1) 申請者本人が主任電気工事士となられる場合は省略できます。</p> <p>・ (※2) 雇用証明書は主任電気工事士が従業員の場合に、提出が必要です。 (申請者本人、役員の場合は必要ありません)</p> <p>・ (※3) 電気工事士免状の種類に応じ、講習受講歴の写し、若しくは3年以上の実務経験証明書のどちらかの提出が必要です。 更新忘れに伴い新規登録する場合は不要です。更新忘れであることをお伝えください。</p> <p>・ (※4) 実務経験証明書の証明者が佐賀県以外の登録電気工事業者の場合、提出が必要です。</p> <p>・ (※5) 主任電気工事士が第二種電気工事士で電圧600V以下で使用する自家用電気工作物に係る簡易電気工事に従事する場合に必要です。</p> <p>・ (※6) 「自家用電気工作物」をされる場合で、「継電器試験装置」及び「絶縁耐力試験装置」を借受されている場合にのみ提出が必要です。</p> <p>・ (※7) 更新忘れに伴い新規登録する場合は提出が必要です。必ず原本を提出してください。</p> <p>★注意★ 電力会社からの受電電圧が100V又は200Vの低圧であっても、「自家用電気工作物」となる場合があります 詳しくは、「自家用電気工作物の説明」を一読ください。</p>		

※提出先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課 保安担当

TEL : 0952-25-7027

Mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

様式第1(第2条)

登録電気工事業者登録申請書

× 受 理 年 月 日	
× 登 録 番 号	第 号

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〒

住 所
氏名又は名称
法人にあつては
代表者の氏名
連絡先電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
				第 種 県 第 号

2 法人にあつては、その役員の氏名

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- 電気工事の種類欄には「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」、もしくはその両方を記載すること。

【個人情報について】

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
詳しくは、佐賀県ホームページの「佐賀県個人情報保護方針」をご覧ください。